

古代国印の復原と課題

信濃国印の復原制作を通して

Restoration of Province Seals of Old Times

福島正樹

はじめに

- ① 信濃国印についての概要と資料
- ② 印文復原に際しての調査と検討
- ③ 鈕・印台部・印面の形態
- ④ 制作仕様書の作成と制作
- ⑤ 国印の白布・袴への捺印について

おわりに

【論文要旨】

大宝4(704)年に初めて全国一斉に鑄造された国印は、その印影を正倉院文書や正倉院に伝わる麻布などに残すのみで、国印そのものはその後改鑄されたものも含め一点も現存しない。しかし歴史博物館における展示では、残された印影の展示という従来の方法から一歩踏み込んで、現存しない国印を復原して展示するという課題が生じた。本稿はこうした資料的制約のもとで試みられた、信濃国印の復原制作の報告である。まず印文について、信濃国印の印影は、正倉院文書には残されておらず、麻布や布袴などに残るのみである。文書に残された印影と異なり、布類に残された印影は布の伸縮などの問題もあり、印面の大きさや印文の字体などの確定には困難な側面もある。複数の印影をトレースしたり、薄れて不明な部分を補ったりする必要もある。そこで、信濃国の場合について布類の印影を検討すると、天平11年に捺されたものと天平宝字8年に捺されたものの印文を異にする二種類があり、大宝4年初鑄の国印は天平宝字年間頃に改鑄されたこと、この頃には大和国印も改鑄されたことがわかった。次に、印字体の大きさや形状をいかに復原するかというより困難な課題があった。形状や大きさでは、印面の大きさは延喜式の規定を念頭に現存する官印とりわけ倉印や郡印を参考にし、印面の彫りの深さや字の太さという点は、彫りの深い法隆寺印を参考にした。なお、鑄造技術の復元的検討という課題については、金属成分比や制作技法についての実験的検討という手法を採ることができず、現在の精密鑄造技術によって実施するなど今後に残された課題も多い。

はじめに

日本古代の印章についての研究は、近世以降さまざまな立場から検討がされてきた。本稿では長野県立歴史館における信濃国印の復原制作という観点から、物としての国印を復原する過程でどのような検討がなされたのかについて報告し、そこから導き出された課題について述べようと思う。なお、本稿の核はかつて報告した内容と重複するが、その後の知見を可能な限り加えることとした⁽¹⁾い。

さて、長野県立歴史館の常設展示「信濃国のなりたちと人びとの暮らし」の中テーマ「都と信濃」には、天平11年(739)10月の年紀を有する白布褥心に捺された印影などをもとに復原制作した「信濃国印」と、それを捺した天平勝宝4年(752)10月の年紀を有する白布⁽²⁾、天平宝字8年(764)10月の年紀を有する布袴(模造)と、そこに捺された印影などをもとに復原制作した「信濃国印」という二種類の「信濃国印」が展示されている。後に述べるように、律令制下で鑄造された「国印」の実物で現存するものはなく、印影が正倉院文書や正倉院宝物の布類に残るのみである。本稿では、この二種類の信濃国印の復原制作の過程と、そこで明らかになったいくつかの問題点について考察を行ないたいと思う⁽⁴⁾。

①……………信濃国印についての概要と資料

1 公印についての令の規定

信濃国印の問題に入る前に、国印を含む公印について概観しておきたい。

律令制では、あらゆる行政命令・行政報告は公文書で行なうのが原則とされ、公式令に各種の公文書の様式やその機能が定められている。そして、公文書等には公印が捺されることになっていた。

養老公式令には公印に関して次のように規定されている。

すなわち、[天子神璽条]には「内印は方三寸で、五位以上の位記および諸国に下す公文に印す。外印は方二寸半で、六位以下の位記および太政官の文案に印す。諸司印は方二寸二分で、官に上る公文および案・移・牒に印す。諸国印は方二寸で、京に上る公文および案、調物に印す。」と規定され、公文への捺印する箇所について[行公文皆印条]には「事状・物数および年月日ならびに署・縫處・鈴伝符剋数」に印すことと規定されている。

ただし、弥永貞三氏⁽⁵⁾の研究によれば、養老令で「天子神璽条」「行公文皆印条」と二条になった条文は大宝令(公式令)ではもともと一条であり、公印は内印・外印・諸国印の三種で諸司印の規定はなかった。したがって諸司が発給する公文は一度太政官に提出され、外印を捺するという手続きを必要とした。なお、諸司印は令外官の齋宮寮が養老2年(718)8月に印の使用を始め、養老3年(719)12月には式部・治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内の七省と春宮坊の印が頒下され⁽⁶⁾た。⁽⁷⁾

以上のことから、大宝令によって諸司印を除く公印の制度が定まり、養老令において諸司印の規

定が加わったということができる。そこで次に本題の国印についての検討に移ろう。

2 諸国印の鑄造、頒下、改鑄記事

国印についての記事は、まず『扶桑略記』大宝2年(702)2月乙丑条に「諸国司等に始めて印鑑を賜う」と見える。これは、公印のうち諸国印の雛型を諸国に頒下したことを述べたものと解釈されてきた。⁽⁸⁾しかし、最近鎌田元一氏は、これは『続日本紀』同日条の諸国に鑑を給うとある記事を重視すべきで、国印に関しては『続日本紀』慶雲元年(704)4月甲子条に「鍛冶司をして諸国印を鑄せしむ」とあるように、実際に鑄造したのは慶雲元年(大宝4)のことであり、大宝2年の西海道戸籍(筑前・豊前・豊後)に捺された国印はこの時に初めて鑄造された国印で、したがって、西海道戸籍の完成は国印初鑄の慶雲元年(大宝4)4月以後であると論じられた。⁽⁹⁾

ところで、この時に鑄造された国印はいつまで使われたのであろうか。正史の記事によれば、嘉祥2年(849)の伊賀国の改印申請以降国印改鑄の記事が見られる。⁽¹⁰⁾そのことを申請した国の解によれば、その理由は長年使用してきた国印の文字が「剝減して行用明らかならず」、すなわち国印の文字がけずり減って使うことができないということであった。

しかし、後に詳しく述べるように、正倉院文書や正倉院白布等に捺された諸国印の印文を検討すると、すでに8世紀半ばころの大和や信濃の事例に、それ以降の国印の字体にそれ以前とは異なるものが現れはじめるのである。⁽¹¹⁾

なお、信濃国印の個別的検討に移る前に、国印の制作に関する延喜式の規定について一瞥しておきたい。

慶雲元年(大宝4)(704)4月に、鍛冶司によって諸国印が鑄造されたことは先に触れたが、延喜式に「凡そまさに諸司諸国印改鑄すべくんば、太政官符到るにしたがい、すなわち符を内匠寮に下し、寮用度を録して省に申し、省官に申せ。其の字様は、官式部に仰せて書博士をして省に就きこれを書かしむ。即ち少納言輔および寮助以上共に検校し鑄造せしむ。少納言輔在らずんば、寮頭監鑄しおわりなば即ち奏文を造り、少納言執りて内侍に進めよ」(延喜中務省式)とあり、また「凡そ内外諸司印、剝盡きまさに改造すべくんば、符を中務省に下し、内匠寮に仰せて料度を請わしむ。官式部省に仰せて書博士を召し中務省に就いて印字様を書かしむ。即ち少納言中務輔寮助以上臨監し、鑄造畢りなば進奏し、弁官に付して給わしむ。」(延喜太政官式)とあるように、公印は太政官—中務省(内匠寮)・式部省(書博士)のルートで製作されることになっていたことがわかる。つまり、国印の印字様は中央の書博士の手になるもので、国印の印影の特徴は、そのことを前提に検討する必要があるということである。なお、慶雲元年(704)の記事では「鍛冶司」が鑄造することになっていたものが、延喜式では内匠寮の職掌となっている。これは、鍛冶司が天平16年(744)に造兵司とともに廃止され、その後印の鑄造の機能は典鑄司に移ったが、やがて中務省の被官として神亀5年(728)に設置された内匠寮に典鑄司が併合されたため(宝亀5年(774))、印の鑄造という職掌が内匠寮の職掌となったと考えられている。⁽¹²⁾

なお、後の鑄造の方法にも関連するので、延喜中務省式(内匠寮)から、国印鑄造の原料および工程に関する記事を記しておく。

諸国印一面料

熟銅大十二両，白臈大一両一分，臈大一両一分，調布二尺，炭二斗，和炭二斗，
長功五人（鑄工一人，鑄二人，磨二人），中功六人大半，短功七人小半

（熟銅＝冶金を完了した銅，白臈（鐵）＝錫，ハンダ，臈＝蜜蠟，蠟）

ここから，この国印を含む公印は銅と錫による鑄造の印であったこと，型は蜜蠟でつくったことなどがわかる。⁽¹³⁾最もこれは厳密には平安時代の『延喜式』の規定であるが，前掲の『続日本紀』の慶雲元年（大宝4年）の記事に「鑄せしむ」とあることから大宝4年の初鑄時から鑄造印であったことがわかる。

3 信濃国印の捺された資料

信濃国印を捺した正倉院文書はない。そこで，正倉院宝物（布類）に捺された「信濃国印」の事例を検討することとする。正倉院宝物の信濃関係の墨書銘のある布類9点のうち，国印を有するものは以下の四つの年次（①～④）⁽¹⁴⁾に関わる6点である。なお，本稿では以下国印の印影の字や印の郭のことを印文，字の書体のことを字体，字の書き方の特徴を字様と呼ぶ。

- ① 天平11年（739）10月白布褥心（南150-64） 一類
国印の右端が墨書と重なる部分があるが，他の部分の印文は比較的明瞭である。
- ② 天平勝宝4年（752）10月白布（雑41） 四類（カラー図版66）
四類のうち一番の上の郭がおぼろげながら確認できるが，印文は不明瞭。他の三類については，印影を確認するのがむづかしい。
- ③ア 天平宝字8年（764）10月布袴（南136-9） 一類
国印の左部分が墨書と重なるが，印文は確認できる。
イ 天平宝字8年（764）10月布袴（布袴4） 一類（カラー図版66）
国印の下端が袴の脇の切れ込みのために反対側に別れておりその部分の印文は不明瞭だが，他の部分の印文は確認できる。
ウ 天平宝字8年（764）10月布袴（南136-8） 四類（カラー図版66）
四類のうち，三類については部分的に印文を確認できる。
- ④ 年未詳紐心麻綱（中第87号櫃） 一類
印文が不明瞭で，今回の復原制作のための資料からは除いた。

これらの資料（図1参照）について，その印文・字様を検討することにしよう。

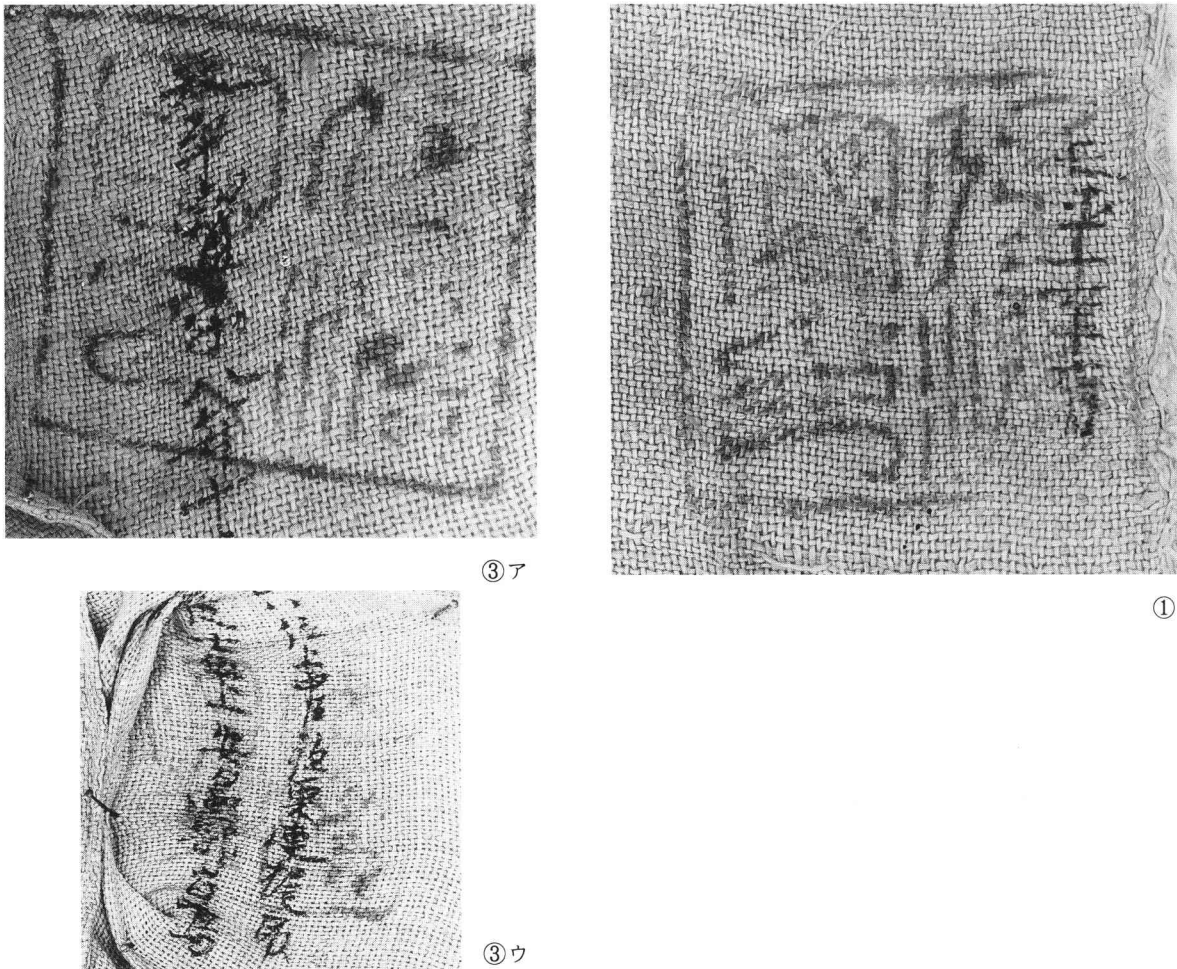


図1 正倉院宝物(布類)に捺された「信濃国印」(③ウを除き原寸大)
宮内庁正倉院事務所提供

②……………印文復原に際しての調査と検討

1 印文の字体・字様の検討

ここでは、まず信濃国印の前掲の写真資料に即して印文の検討を行い、その後それを他国の印文と比較するという手順をとりたい。そこで、印文について検討すると以下のような基本的所見を得ることができる。

(1) 印文の比較的明瞭なものを検討すると、①と③イの印文とは明らかに異なっており、異なる字体の国印が捺されたものであることがわかる。

(2) ③のイ・ウ2種類の布袴の印の異同については、確認できる印影の残りや特に「国」の丸さの類似から同一の字体と推定できる。また、アとの異同は、「国」の感じがややイの方が丸みがないようにも思えるが、布の上に捺されているという点も考慮すべきで、ア・イ・ウは同一の字体と考えることができる。

(3) 字体の復原については、③イの国印は下部を一部欠くので、印文はア・ウも参考にする必要

がある。

(4) 印影の明確でない②の印文はどのように想定できるか。①か③か、それとも別物か。これらについては、他国の印文の字体や字様の変遷の検討の中から決めていく必要がある。

これらの検討から、現存する正倉院宝物の布類に捺された信濃国印には天平11年に捺されたもの(①)と、天平宝字8年に捺されたもの(③)の少なくとも二種類の国印の印影が存在することがわかった。そこで、これらの二種類の印文の特徴を他国の国印の印文と比較してみよう。

1 諸国印との印文の比較

現在手にすることのできる最も良好な公印の印影の集成は、木内武男『日本の官印』(東京美術)⁽¹⁵⁾と『書の日本史』(平凡社)第9巻掲載の印章総覧⁽¹⁶⁾であろう。このうち本稿では、前者に採録されている国印・倉印の印影を中心に時期別に編年して国別に一覧表(表1、表3)として掲げたい⁽¹⁷⁾。編年の根拠は、最も資料数が集中する天平年間、天平勝宝年間を中心に、それ以前とそれ以後、および平安期の五段階に便宜分けたものである⁽¹⁸⁾。

本一覧表からは、次のようなことを読み取ることができる。






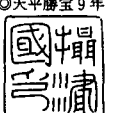



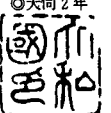



(1) 筑前・豊前・豊後の三ヶ国の印影は、鎌田前掲論文の論じたように大宝4年の初鑄時の印の印影である。このことをもとに検討すると、天平年間までの印影はすべて同一の字体・字様である。それは、特に「国」と「印」の字体・字様に顕著である。大宝4年以後天平年間の印影に見られる字体をAとする。ただし、天平年間以前の資料がなく、それ以後にこのタイプの印影がある国については、天平年間以後のものでも便宜的にAとした場合がある⁽¹⁹⁾。

(2) 天平感宝・天平勝宝年間には、伊賀・相模・下総・近江のように初鑄時と字体は同じであるが、微妙に字様の異なる印影が見られるようになる。この段階のこれらの国の字体をA'とする⁽²⁰⁾。

(3) 天平宝字年間以後宝亀年間には、大和でAとは異なる「国」「印」の字体が見られる。この字体をBとする。この字体の印影は大和2年の大和国印にも見られるが、貞観14年の印影は同じBの字体でも字様の異なる印影がみえ(これをB'とする)、大同2年以後貞観14年の間に改鑄されたことがわかる。このBの字体は、他国では平安期の印影に確認できるものである⁽²¹⁾⁽²²⁾。

ところで、公印の字体・字様については、これまでの研究の中で次のように指摘されてきた。まず、荻野三七彦『印章』(吉川弘文館、1966年)では、「内印も奈良と平安では書体に変化があったから、国印も多分相違があったことであろう。最も特徴のある印文の書体は「國」の一字である。角ばった「國」が丸味をもった「國」に変わっているのである。」と述べている。また、岸俊男「倉印管見」⁽²³⁾では、「倉印の印文の書体は、その国名は正倉院文書にみえる国印の書体と極めてよく似ているが、「印」の字の書体のみは国印と異なり、むしろこれも正倉院文書にみえる省印の「印」の書体に近い。中務省を除く七省と春宮坊に印が充てられたのは養老3年12月で、中務省印はおそらくこれより少し早く作製されたのであろう。正倉院文書の印影を検しても、中務省印のみはやはり他の省印と「印」の書体が異なっていて、諸国印の「印」から七省印の「印」への過渡期を示し

表1-1 諸国印印影一覧

| 摂津 | 和泉 | 河内 | 大和 | | 山城 | | | |
|---|--|---|---|--|---|--|--|-------------------------------|
| | | | | | | | 神亀3年(山背)  A | 大宝二年以後天平年 間以前 (七〇二-七二八) |
| 天平8年  A | 天平10年(和泉監)  A | 天平9年  A | | 天平2年(大倭)  A | | | | 天平年間 (七二九-七四八) |
| ◎天平勝宝9年  A | | | | | | | | 天平感宝・天平勝宝 年間 (七四九-七五六) |
| | | | | *天平神護元年  B | | | | 天平宝字年間以後宝 龜年間 (七五七-七八〇) |
| | | 昌泰2年  B | 貞觀14年  B' | ◎大同2年  B | ◎天永元年  B'' | 嘉祥3年  B' | ◎延暦23年  B | 天応年間以降平安 時代 (七八-) |

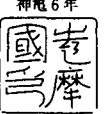


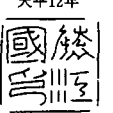

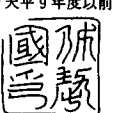
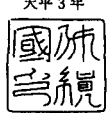
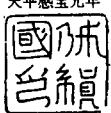




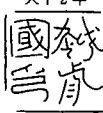






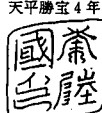
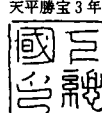
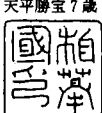
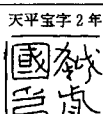

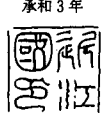
| 伊豆 | 甲斐 | 駿河 | 遠江 | 尾張 | 志摩 | 伊勢 | 伊賀 | |
|---|--|---|---|---|---|--|---|-------------------------------|
| | | | | | 神亀6年  A | | | 大宝二年以後天平年 間以前 (七〇二-七二八) |
| 天平11年  A | | 天平10年  A | 天平12年  A | 天平6年  A | | *天平9年度以前  A | 天平3年  A | 天平年間 (七二九-七四八) |
| | | | | | | | 天平感宝元年  A' | 天平感宝・天平勝宝 年間 (七四九-七五六) |
| | 天平宝字5年  A | | | | | | | 天平宝字年間以後宝 龜年間 (七五七-七八〇) |
| | | | | ◎天長2年  B | | | 延久元年  B | 天応年間以降平安 時代 (七八-) |

表1-2 諸国印印影一覽

| 越前 | 上野 | 美濃 | 近江 | 常陸 | 下総 | 安房 | 相模 | |
|---|--|--|---|--|--|--|---|---------------------------|
| | | | | | 養老5年  A | | | 大宝2年以后天平年間以前 (702-728) |
| 天平2年  A | | | 天平18年  A | | | 天平2年  A | 天平7年  A | 天平年間 (729-748) |
| | 天平勝宝4年  A | 天平勝宝2年  A | 天平勝宝3年  A' | 天平勝宝4年  A | 天平勝宝3年  A' | | 天平勝宝7歳  A' | 天平感宝・天平勝宝年間 (749-756) |
| 天平宝字2年  A' | | | | | | | | 天平宝字年間以後宝龜年間 (757-780) |
| | ○延長6年  B | | 承和3年  B | | | | | 天応年間以降平安時代 (781-) |

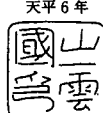

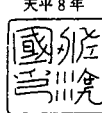
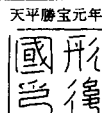
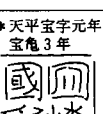
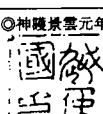
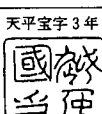

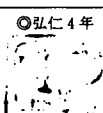
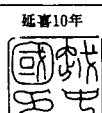




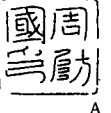
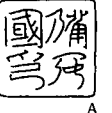
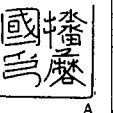
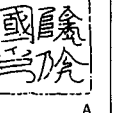
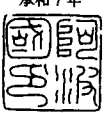
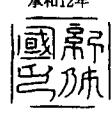
| 出雲 | 因幡 | | 但馬 | 丹後 | 佐渡 | 越中 | | |
|--|--|--|--|--|---|---|--|---------------------------|
| | | | | | | | | 大宝2年以后天平年間以前 (702-728) |
| 天平6年  A | | | 天平9年  A | | 天平8年  A | | | 天平年間 (729-748) |
| | | | | 天平勝宝元年  A | | | | 天平感宝・天平勝宝年間 (749-756) |
| | | *天平宝字元年~宝龜3年  A | | | | ○神護景雲元年  A | 天平宝字3年  A | 天平宝字年間以後宝龜年間 (757-780) |
| | 承和9年  C | ○弘仁4年  Aカ | | | | | 延喜10年  B | 天応年間以降平安時代 (781-) |

表1-3 諸国印影一覽

| 阿波 | 淡路 | 紀伊 | 長門 | 周防 | 備中 | 播磨 | 隠岐 | |
|---|--|--|---|--|---|---|---|---------------------------|
| | | | | | | | | 大宝二年以後天平年間以前 (七〇二―七二八) |
| *養老元年～天平11年度  A | 天平10年  A | 天平2年  A | 天平9年  A | 天平10年  A | 天平11年(備仲)  A | *天平4年度以前  A | 天平元年  A | 天平年間 (七一九―七四八) |
| | | | | | | | | 天平感宝・天平勝宝年間 (七四九―七五六) |
| | | | | | | | | 天平宝字年間以後宝龜年間 (七五七―七八〇) |
| 承和7年  B | | 承和12年  A' | | | | | | 天応年間以降平安時代 (七八一―) |

(注)・印影は木内武男「日本の官印」による。／◎印は『書』の日本史より補充したもの。／*印は鎌田前掲論文により補訂した年。

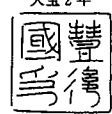
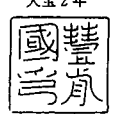
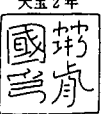

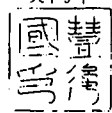

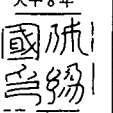
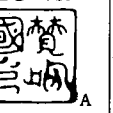

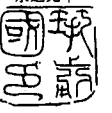
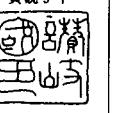
| 薩摩 | 豊後 | 豊前 | 筑後 | 筑前 | 伊豫 | 讃岐 | |
|---|---|---|--|--|---|--|---------------------------|
| | | 大宝2年  A | 大宝2年  A | | 大宝2年  A | | 大宝二年以後天平年間以前 (七〇二―七二八) |
| 天平8年(薩麻)  A | 天平9年  A | | 天平10年  A | | 天平8年  A | | 天平年間 (七一九―七四八) |
| | | | | | | | 天平感宝・天平勝宝年間 (七四九―七五六) |
| | | | | | | *天平宝字元年～宝龜4年度  A | 天平宝字年間以後宝龜年間 (七五七―七八〇) |
| | | | ◎仁治3年  D | 永延元年  B | | 貞観9年  B | 天応年間以降平安時代 (七八一―) |

表2 信濃国印影一覧











| 信濃国印復原制作のための印影資料 (図1参照) | | | | | 信濃(復原制作) | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------------------------------|---|---------------------------|
| | | | | | | 大宝二年以後天平年間以前 (七〇二〜七二八) |
| | | | | ①天平11年 (南150-64、白布燻心) A | 天平11年  A | 天平年間 (七二九〜七四八) |
| | | | | ②天平勝宝4年 (雑41、白布) | | 天平感宝・天平勝宝年間 (七四九〜七五六) |
| ③(イ) 天平宝字8年 (南136-8、袴) B | ③(イ) 天平宝字8年 (南136-8、袴) B | ③(イ) 天平宝字8年 (南136-8、袴) B | ③(イ) 天平宝字8年 (四号、袴) B | ③(イ) 天平宝字8年 (南136-9、袴) B | 天平宝字8年  B | 天平宝字年間以後宝亀年間 (七五七〜七八〇) |
| | | | | | | 天応年間以降(平安時代) (七八一〜) |

表3 倉印影一覧

| 隠岐 | 但馬 | 駿河 | 播磨 | 因播 | 丹波 | 大和 | 山城 | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|---------------------------|
| | | | | | | | | 大宝二年以後天平年間以前 (七〇二〜七二八) |
| | | | | | | | | 天平年間 (七二九〜七四八) |
| | | | | | | | | 天平感宝・天平勝宝年間 (七四九〜七五六) |
| | | | | *天平宝字元年〜宝亀3年度  | | | | 天平宝字年間以後宝亀年間 (七五七〜七八〇) |
| (伝世品)  | (伝世品)  | (伝世品)  | 延喜8年  | | 承平2年  | ◎天喜2年  | ・安和2年  | 天応年間以降(平安時代) (七八一〜) |

(注) ・印影は木内武男『日本の官印』による。／・◎印は『書の日本史』より補充したもの。／・*印は鎌田前掲論文により補訂した年。

ている。したがって、「印」の字の書体に関する限り、倉印の作製時期は国印よりもやや遅く、養老3年ごろ以後とみられる。(以上要旨)」と述べている。倉印の分析が中心であるためか、国印の字体の変化については触れていない。さらに、木内武男『印章』(柏書房、1983年)は、内印・外印・諸司印・国倉印などの書体にふれながら、諸国印について「諸司印とともに六朝の篆体に近く一種独特の書体をなし、また中国印にはみられない別趣の風格がうかがえる。当初の印文の書風はおおむね同一規格になり、諸司印とはまた明らかにその形制を異にしている。製作の年代を異にしている神亀3年の「山背国印」嘉祥3年の「山城国印」はその両者を対比するとき印文の風格に径庭がみられ、国印の印文の独自性も失われている。」と述べている。また会田富康『日本古印新考』(中央公論美術出版、初版は1947年)では公印・私印の印影に見られる「印」字を一類(篆体様)と2類(隸体様)に分類しているが、国印は一類に含まれるとしてその変化等には触れていない。ただここで重要なのは、一類に属す公印の鈕が「弧鈕」であると指摘していることで、これは国印の鈕の復原に際して参考になる。

以上、これまで平安時代になると国印の字体や字様が変化することを指摘する研究は無いわけではないが、明確に位置づけられてこなかったといえよう。

2 二種類の信濃国印

そこで、以上のことを念頭に置きながら、信濃国印の印文の字体・字様についての詳細な検討を行なうと、以下のような所見を得ることができる。すなわち、字様の变化のうち、特徴が最もはっきりわかる「印」字、「国」字を中心に検討をすると、

(1) 天平11年(①)の字体は他国の天平期の字体と同一のAの字体である。鎌田前掲論文の検討結果をふまえるならば、これは大宝4年の初鑄時の国印の印影ということになる。

(2) 天平宝字8年(③)の字体は、大和国の天平神護元年、他国の平安期の字体と同一の特徴をもつBの字体である。

(図2 およびカラー図版66)

2 信濃国印の字体の復原

そこで、これらの特徴を他国の事例と比較し、信濃国印の字体の復原の可能性について考えてみよう。

まず、Bの字体は、大和の天平神護元年(765)で登場するのが早い例である。「大倭国」から「大和国」への改称は、天平宝字元年(757)であり、Bの字体は、これに際してそれまでの字様を改鑄してできたものではないかと考えられる⁽²⁴⁾。したがって、もう少し実例を検討する必要はあるが、Bの字体による国印の鑄造は天平宝字元年を遡らない可能性があるのではないかと考える。また、大宝4年の初鑄時および天平末年の改鑄時の書体はA、天平神護元年(765)の大和からBが出現するが、それは平安期に一般的になるらしい。この点から考えると、信濃も大和と同様に天平宝字年間以降Bの字体になった国の例に加えることができる。

次に、天平宝字年間でも甲斐のようにAの字体の国もある。これは鎌田前掲論文で触れているように、天平末年頃の改鑄以後、改鑄は国ごとの事情で行われるもので、全国一斉に行われたもの

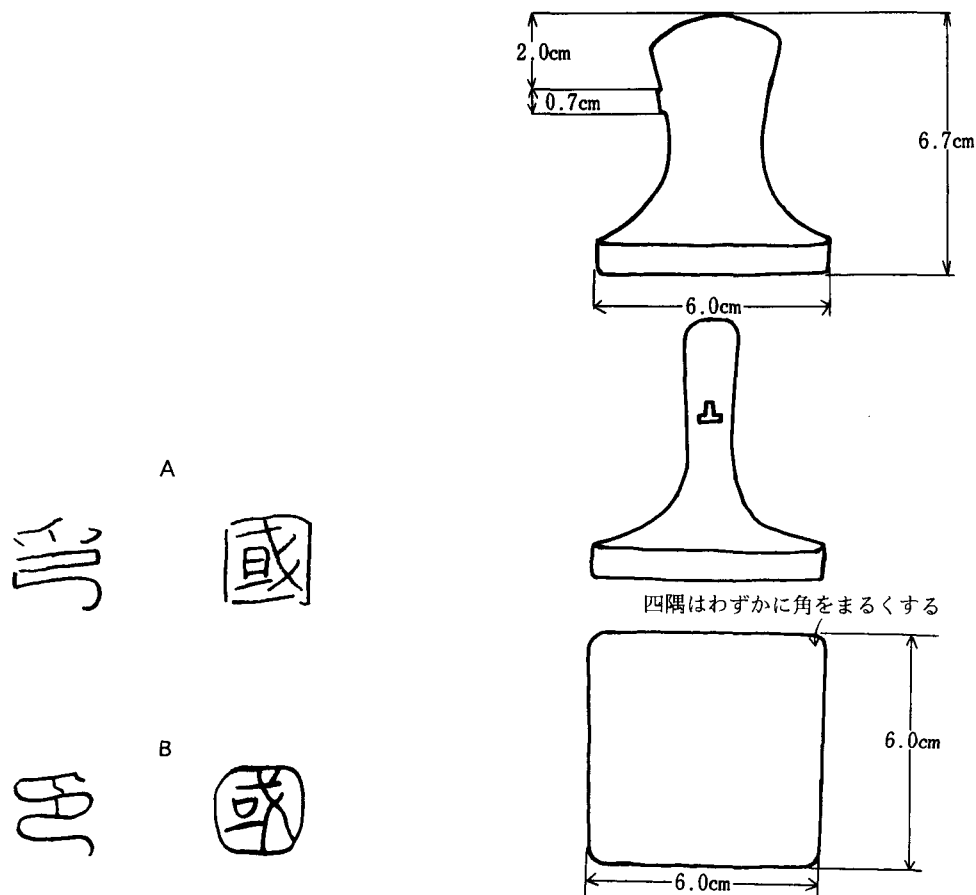


図2

図3

ではないことを示している。しかし、平安期になるとどの国も、国ごとに改鑄の時期は異なるもののBの字体にほぼなることが予想される。ただし因幡のようにやや異なる国もあるし、紀伊のようにAのままの国もある。また、伊賀、相模、下総、近江、越前のようにAの字体でも別の字様の国印の存在を思わせる国がある。⁽²⁶⁾

3 信濃国印の印文についての検討結果

(1) 大和国で天平宝字元年の国名表記の変更を契機にBの字体が登場することになるとすると、信濃国も天平宝字元年から天平宝字8年の間に改鑄され、その際にBの字体が採用されたということになる。

(2) したがって、現存する信濃国印の印影は、大宝4年の初鑄のものと、天平宝字年間に改鑄された新たな字体の二種類が現時点では確認できる。

(3) 鎌田前掲論文の言う天平末年の改鑄については、信濃の場合確認できないが、他国の例からその字体は変化なく、初鑄のものと大きくは変化してないことが推測される。ただし、字様については今後の検討が必要である。

(4) したがって、天平勝宝4年10月の年紀を有する白布（復原制作）に捺された国印の字体は、基本的にAの字体の印、すなわち天平11年の白布褥心（資料①）に捺された国印と同一の字体であると考えることができる。

④……………鈕・印台部・印面の形態

1 鈕の種類

印を持つところを鈕と言うが、この形態は大きく分けて弧鈕と蒼鈕の二種類がある。⁽²⁷⁾ 国印の実物が伝存していないからには、何らかの根拠に基づいて復原する必要がある。そこで、伝世ないし出土の古印の形状を調べてみると、駿河倉印・但馬倉印・隱岐倉印⁽²⁸⁾は何れも弧鈕・無孔であり、また軍団印（遠賀団印・御笠団印）や郡印のなかにも弧鈕・無孔のものがある。したがって公印は弧鈕・無孔であったと考えていいのではないかと思われる。一方寺社関係の印や私印は多くの場合蒼鈕・有孔である。しかし、寺社関係のなかでも大神宮印、法隆寺印などのように弧鈕・無孔のものもある。⁽²⁹⁾ したがって、これらのことを勘案すると、国印の鈕は弧鈕・無孔であったと想定できるのではないかと思われる。⁽³⁰⁾

2 印台部の形状と印面の彫りの深さについて

諸国の国印の印影の文字の細さから考えると、印面の彫りはかなり深かったのではないかと推測される。⁽³¹⁾ 鑄造印とはいっても、長年の使用により印面の摩滅が考えられる。⁽³²⁾ このことを念頭に、現存する倉印の印台部や印面の彫りについて検討すると、彫りは浅く、したがって印台部の厚さも薄いこと、また字の太さも諸国国印の印影の細さと比較すると太いといった問題があり、この際参考にせず、むしろ軍団印、郡印や法隆寺印などの彫りの深い印を参考に印台部や印面の字の太さなどを考えた方がいいのではないかと考えた。⁽³³⁾ ただし、印面は平面ではなく、やや丸みを持っていると考えた。⁽³⁴⁾

⑤……………制作仕様書の作成と制作

復原制作にあたっては、制作業者との間で詳細な仕様の詰めが必要となる。これが、複製や模造などにあたって最も大切な点であり、いくら詳細な調査研究を行っても、仕様書作成の段階で学芸と制作者相互の意志の疎通が図られなかったら複製ないし模造の意図にかなった作品はできない。そこで、ここでは、実際の制作にあたって具体的にどのように指示を出したかなど、仕様と制作上の問題点などについて述べたい。なお図3・4は仕様書に添付した資料である。

1 印文の字体・字様

1 印面の大きさ

先にふれた令の規定では、方二寸（約6cm）であった。これを、実際の印影で測ってみると、天平11年の白布褥心（①）は縦5.8横6.0（cm）、天平宝字8年の布袴（③ア）は縦5.9横6.3（cm）、同

年の布袴(③ウ)は縦6.0横6.2~6.3(cm)という値を得た。しかし信濃の場合すべて麻布の上に捺されたものであって布の伸縮等の影響でこうした値になったものとする。したがって、令の規定に基づいて一応方二寸(約6cm)⁽³⁵⁾を目安として考えたい。

2 字体の復原資料

字体Aの復原資料は、天平11年10月白布褥心(①)を基本とする。このうち「信」字は可能な限り写真資料から読みとることとし、「濃」字は天平勝宝2年4月22日美濃国司解(東南院文書5櫃11巻)を参考にす。また、①の「濃」字の残画からも似ていることが推測できる。ただこの美濃国印については、鎌田前掲論文で天平末年の改鑄印であることが推測されている。しかし、先に述べたように、この天平末年の改鑄印の字体も基本的にAであることから、他の文字の字体も大宝4年と基本的に変化なかったものと思われる。「国」「印」については、「国」の国がまえの部分はトレースによる。その他の部分は可能な限りトレースしたが、不明な部分については天平年間の他国の「国」「印」を参考にす。

字体Bの復原資料は、天平宝字8年10月の三着の布袴(③アイウ)を基本とする。中でも(③イ)の4号布袴が最も鮮明であるが、下の一部を欠くため、相互に参照してもっとも妥当だと思われる字体を復原した。まず「信」についてはトレースにより作成した。「濃」については4号布袴を参考にしたが、下部を欠くため(③ア)・(③ウ)の資料からトレースして判断した。「国」については、国がまえはトレースできたが、つくりは大和の「国」を参考にす。「印」については、下部が欠けているため(③ア)・(③ウ)の印影をトレースし、近似している大和や平安期の他国の例を参考に復原した。⁽³⁶⁾

2 国印の形態的特徴と鑄造の方法

1 形態的特徴

鈕の大きさ・形状は、現存する倉印の大きさ・形状を参考に図面を描く(図3)。印台部の厚さは、印面の彫りと関係する。彫りについては国印の文字の太さと類似すると思われる法隆寺印(東京国立博物館所蔵)が深さ9.1mm⁽³⁷⁾なので、これを参考にすることにした。したがって印台部の厚さも彫りの深さを確保するために約1cmほど必要になる。

2 字の太さ

現存する国印の印影の字の太さをみると、同じ印でも太かったり細かったりして、実際の印面の字の太さを確定することはできない。そこで、とりあえず太くても1mmというのを目安にして制作することにした。ただし、この点については今後実験的に検討する必要があると思う。

3 鑄造の方法

会田富康『日本古印新考』によれば、鑄造過程の方法として、(1)込め抜き、(2)焼き流し、(3)掻き彫りの三種類の方法が紹介されている。(1)は「原稿に依って、印面の原型を作り、これを鑄型土に移し取る方法。(中略)この型を加熱乾燥して地金を溶かして注ぎ込む」。(2)は「印面の原型を作り、

これを鋳型土で包み固め、そのまま乾燥し、火に焼いて中の原型を溶かし出す。(中略) 流し出したあとの型に地金を溶かして流し込む」。(3)は「文字原稿を直接鋳型に刻して、そのままこの型を乾燥して、地金を注ぎ込む方法」である。今回の復原にあたっては、これらの方法について、実験的に制作することはできなかったが、製作者小杉拓也氏により、技法的に見て鈕と印面(印台部)とは別につくって鋳型の段階でひとつにする技法ではないかということが明らかにされた。氏による制作方法がまとめられているので、以下にそれを紹介しておきたい。⁽³⁸⁾

4 信濃国印復原模造製作作業データ⁽³⁹⁾

鋳型法案

東京国立博物館法隆寺宝物館所蔵の法隆寺の印を、実地に検討した結果、文字面は削り込み鋳型法(*掻き彫りのこと)を使用していたと思われる事と、文字の彫り込みの深さから見切り線の位置がはっきりしたことにより、最初の計画仕様書にある蠟型法による製作法を全面的に変更し、文字及び外枠を直接鋳型に彫り込み(右文字)その上に蠟で作られた鈕をかぶせる様に取付け、文字の彫られた鋳型と蠟の鈕を一緒に鋳型の中に埋没して脱蠟焼成の後、鋳造した。約1cmも彫り下げるため、原稿の文字は殆ど当たりだけとなり、鋳上がってから修正を施す事にした。

鋳造法

鋳造法は、普通のグラビティキャストのままだと文字面が引かれるので、湯口湯道を大きく取り、押し湯を効かせる事と、減圧鋳造法により鋳型全体から吸引する事により、引け及び巣の発生を極力抑えた。

地 金

地金は、当時その時その時の産地による組成上のばらつきもあったと思われるが、今回は、銅・錫・鉛(微量のヒ素・亜鉛・燐・金・銀)の合金により鋳造を行なった。

仕上げ及び色揚げ

仕上げは、文字の特徴が鋳上がりの状態で既に出ていたので、特に大がかりな象嵌や削りはなく、そば寄せ・なめくり・ならし・荒らし、の各タガネやきさげで文字の太さや位置の調整を行い、印体そのものは剥き仕上げと叩き仕上げを施し、それぞれ煮上げにより発色させた(色付け前に印影の検討と布への試し押しをすとの事だったが、剥いだ状態で油が付いたり薬品が付いたりするとシミになったりムラになり易いため、それを防ぐためあらかじめ煮色で表面に保護皮膜を発生させた。)色調は、ヒ素・燐及び金・銀が入っているため黒みが掛っている。

⑤……………国印の白布・袴への捺印について

天平勝宝4年の白布の印の字様は先にふれたように不明瞭であるが、これまでの検討をふまえるならばAということになる。⁽⁴⁰⁾なお、国印の捺印位置については、原寸大に引き伸ばしたカラー写

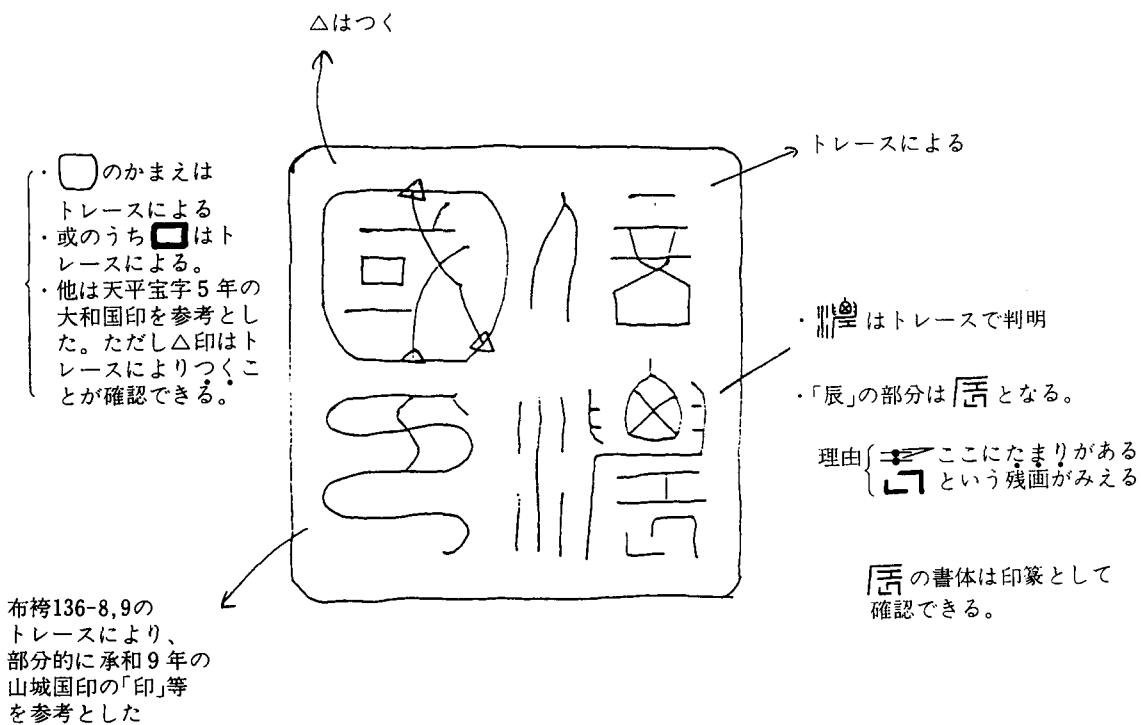
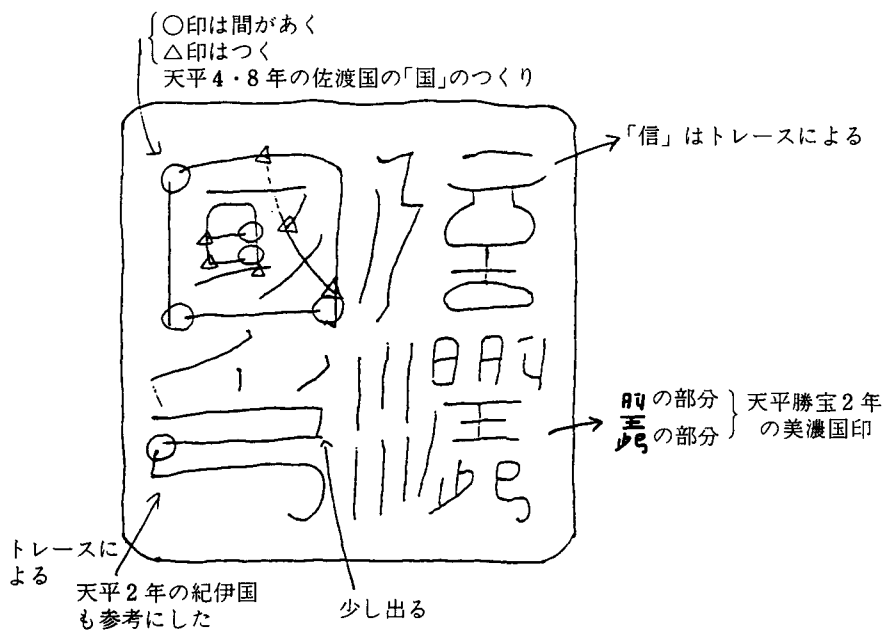


図4 印文案（留意する字の特徴）

真に二寸角の升目を当て、印影の残画をもとに位置を決めた。ただし、今後の精密な調査により若干の変更が必要になる可能性が全くないわけではない。

次に、天平宝字8年の布袴(4号)への捺印であるが、これは、写真および山本らく『日本上代被服構成技法の観察』に掲載されている図版⁽⁴¹⁾をもとに捺印した⁽⁴²⁾。

おわりに－今後の課題－

前稿発表後気付いた点について、若干の補足をしておきたいと思う。

1 天平宝字年間における信濃国印の字体の変化について

天平宝字年間における「大倭」から「大和」への国名表記の変化とそれに伴う国印の文字と字体の変化については、すでに鎌田前掲論文が指摘しているが、これまでの考察で、これとほぼ同時期における「信濃」の字体の変化があることが明らかにされた。註(4)の『日本古代印集成』(389頁)でもこの点は確認されており、現時点ではこの二国以外にこの時期に字体Bに変化した国は見いだされていないのである。しかも、大和の場合は国名に用いる文字自体が変化したことにもなって字体が変化しているのに対し、信濃の場合は字体のみが変わるという微妙な違いもある。このこと背景を考える上で、藤原仲麻呂政権下における諸政策、特に仲麻呂の唐風志向の問題の検討は不可欠と思われる。鎌田氏が前掲論文で強調したように、官印の字体は直接的には書博士の問題でもあるので、その点を念頭におきながら、大和と信濃がなぜ字体を変えなければならなかったのか、その背景の検討はなお課題として残されているとしなければならない。

2 国印の捺印について

復原制作した信濃国印を用いて若干の捺印実験を試みたところ、銅による熱吸収により、膠とベンガラによって作られた顔料が極めて短時間で乾燥してしまい、正倉院文書(駿河国正税帳など)にみられる3ないし4の印を連続して押捺することが極めて難しいことが判明した。ベンガラと膠を主体とした顔料を用いて官印を捺す際に、現在のようなスタンプ台のようなものでは、急速にスタンプ台の表面が乾燥して用をなさなくなる可能性がある。上記の実験では、刷毛で顔料を印面に塗布した⁽⁴³⁾のであるが、あるいはもっと別の方法であったのか。また、短時間で乾燥するという問題は、膠とベンガラの混合比率の問題なのか、膠とベンガラ以外になにか他の物質が混ぜられているのかなどの問題が残されている。

付記

本稿は、拙稿「信濃国印の復原制作について」(『長野県立歴史館研究紀要』1号 1995年)の事実報告部分を中心に再録したものである。再録にあたって、「はじめに」「おわりに」の部分を書き改めたほか、表3を追加し、本文にも若干手を入れた。本来なら全面的に稿を改めたいと考えたが、果たせなかった。「おわりに」であげた問題点とあわせて今後の課題としたい。

註

(1) — 拙稿「信濃国印の復原制作について」(『長野県立歴史館研究紀要』1号 1995年)。以下前稿というのはこの論文をさす。

(2) — 天平勝宝4年の白布に信濃国印が四顆捺されていることについては、松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館 1978年)参照。ただし、写真では印文や捺印箇所などについては明確でない。国印と同時に復原制作したこの白布に具体的にどの信濃国印を捺すのかという課題の解決が、基本的な問題であった。天平11年の国印を捺した理由については後にふれる。

(3) — 信濃国印の復原制作と白布、袴の復原制作の構想やその経緯については前稿参照。

(4) — 前稿発表後、国立歴史民俗博物館編『日本古代印集成』(1996年)、平成7年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書(研究代表者鎌田元一)『日本古代官印の研究』(1996年)が刊行された。前者では前稿の成果が取り入れられている。後者のうち鎌田元一「日本古代の官印」はこの報告書に先行して公表された註(9)論文と同一内容である。この論文については以下で触れるように、前稿作成時に可能な限りその成果を取り入れた。

(5) — 「大宝令逸文一条」(『史学雑誌』60-7)

(6) — 『続日本紀』同年甲戌条

(7) — 『続日本紀』同年乙酉条

(8) — 新日本古典文学大系『続日本紀』1, 補註(2)の60など。

(9) — 「日本古代の官印」『古代中世の政治と文化』所収。これに関して、これまで国印の様を頒下したことを示すと理解されてきた『続日本紀』の大宝元年(701)6月己酉条の記事は、内印の印影を諸国に頒下したことを示すという新見解を述べている。なお、本稿で鎌田前掲論文というのはこの論文をさす。

(10) — 『続日本後紀』嘉祥2年3月甲子条。これ以後、『日本三代実録』には讃岐、美作、尾張、陸奥、伊勢、武蔵、安芸、肥後、土佐、出羽などの国の改鑄記事が見える。

(11) — 鎌田前掲論文ではこの点について詳細に論じている。特に、大宝4年に初めて鑄造された諸国印が、一部の国では天平末年に改鑄されたことを論じていることは重要な指摘である。しかしその時の印文の字様は、いくつかの点で大宝4年の初鑄時のそれと微妙に違いをみせながらも、後述するように字体そのものには基本的変化がないとみなすことができる。このように、いくつ

かの点で復原制作作業時の検討結果に補足を必要とする点があるが、それは本文のなかで氏の成果を取り入れながら述べていくことにしたい。

(12) — 新日本古典文学大系『続日本紀』2補註参照。

(13) — 小林行雄『古代の技術』では、この記事から国印の銅と錫の原料比は銅が90.6%としている。

(14) — これらの写真資料は、宮内庁正倉院事務所から頒布されたものである。

(15) — 以下『日本の官印』と略称する。

(16) — 以下『書の日本史』と略称する。

(17) — 『日本の官印』と『書の日本史』に掲げられている印影と、さらに『国史大辞典』(吉川弘文館)「印章」の付録に掲げられている印影とは字体の太さや字面の復原などに相互に微妙に異なる点がある。統一的基準に基づく、より正確な印譜の作成は今後の課題であろう。本稿では、こうした限界を承知しつつ原寸大の集成としては最も多く採録されている『日本の官印』を採用した。なお、『日本の官印』に収録されず『書の日本史』・『国史大辞典』に収録されているものについては、『書の日本史』から補充し、◎印を付した。

(18) — この分類は、復原制作作業時点では、便宜四段階(天平年間以前、天平年間、天平年間以後、平安期)に分けていたが、ここでは天平年間以後を二段階に細分した。なお、国印の印影の残る8世紀の資料一覧は鎌田元一前掲論文表2にまとめられており、現在最も詳細なものである。復原制作作業の段階ではこうした一覧表を作成する余裕がなく、すべて木内武男氏の前掲書に依拠した。印影の年代なども基本的にそれにしたがった。本稿では再掲出する紙幅がないので、前掲書「図版目次」を参照していただきたい。なお、いうまでもないが、年次は印影の見られる史料の年次であり、鑄造された年次を示すものではない。

(19) — 甲斐・常陸・美濃・上野・越中・丹後・因幡・讃岐がその例である。

(20) — 鎌田前掲論文ではこれを天平末年頃の改鑄によるものとしている。註(19)にあげた中では美濃・越中・讃岐が天平末年頃の改鑄印に該当するが、大宝4年に鑄造された印のうち安房・播磨・豊前は「国」字の第二画目が直線的であり、大宝4年鑄造印の字様が必ずしも一元的とのみは言い切れないようにも思う。本稿では、大宝4年初鑄のものと天平末年に改鑄したものと二種類の印の字様を必ずしも区別せず、一括して字体Aとした。それは、次に述べる字体Bとの区別を重視したた

めであるが、これらの点については今後の課題としたい。

(21) —— 大和の場合、鎌田前掲論文では大倭（大宝4年）→大養徳（天平9年）→大倭（天平19年）→大和（天平宝字元年）と国名の改称の度に国印の改鑄を想定している。したがって、天平宝字元年改鑄の国印は大同2年以後貞観14年の間にさらに改鑄されたことがわかる。

(22) —— 山城の場合、天永元年の印影はさらに変化している（B”）。

(23) —— 『日本古代籍帳の研究』塙書房

(24) —— 鎌田前掲論文でも同様の結論を述べている。

(25) —— 一覧表ではCとした。

(26) —— この点については、鎌田前掲論文により、美濃、讃岐を加えて、これらの国では天平末年頃に改鑄が行なわれたことが推定されている。ただし、印影の資料の採取の仕方や、同じ印でも捺し方や捺す素材によって印影に違いがあるので、更に検討が必要であろう。なお、註(20)も参照。

(27) —— このほかに例は少ないが、丁鈕がある。

(28) —— 鎌田前掲論文は現存倉印の書体について検討し（304ページ）、養老年間の鑄造・頒下とする。

(29) —— これら伝世・出土の印については、木内武男『日本の古印』『印章』などを参照。

(30) —— 永嶋正春氏の御教示によると、国印を復原する際に、倉印を参考にするとすれば、弧鈕で無孔、印面はやや丸みを持つが、郡印クラスを参考にすると弧鈕のほかに蒼鈕もあり、また無孔・有孔何れもあって、印面は平面と考えていいのではないかとのことであった。

(31) —— 永嶋正春氏の御教示による。

(32) —— 会田富康『日本古印新考』

(33) —— 国立歴史民俗博物館の大和古印の研究会の調査に同行させていただき、駿河倉印を実見する機会を得た。この場を借りて、ご配慮いただいた平川南氏、永嶋正春氏等古印の研究会の諸氏に感謝したい。

(34) —— 印面の形状については、印面の小さい印と大きい印とでは異なる可能性があったのか、実際に捺した際の捺しやすさや印影の特徴はどうかかなど今後の課題であろう。こうした課題の存在自体も、こうした復原

制作を行うまでは全く気づかない点であった。

(35) —— 現実に捺された国印の印影の寸法については弥永貞三氏の指摘があり（『大伴家持の自署のある太政官符』（『日本古代の政治と史料』）、必ずしも方二寸というものばかりではないという。この点については、今後の課題としたい。

(36) —— 篆書字典としては『朝陽字鑑精髓』を参照した。

(37) —— 前掲『日本古印新考』

(38) —— 前掲の『延喜式』によれば、国印の制作の材料として熟銅（冶金を完了した銅）・白臘（錫、半田）・臘（蜜蠟）・調布・炭・和炭などがあがっている。熟銅と白臘（蠟）は原料、臘は鑄型を造る際の材料であろうことは推測されるが、その他については明確でない。前掲『日本古印新考』では、これらの記載を技術の規範とすることは出来ない、と述べている。国立歴史民俗博物館で、現在古印の金属成分比についての調査が進んでおり、それらの成果をもとに今後検討すべき課題である。

(39) —— この項の記述は小杉拓也氏によるまとめをもとにしている。なお、完成した信濃国印のデータは次のとおりである。天平11年の国印（60×60×71mm、重さ512g）、天平宝字8年の国印（60×60×71mm、重さ526g）。前掲『延喜式』に規定された原材料の熟銅・白臘の552.375gと比較すると、坩堝や湯口などに残留した分を勘案すると、結果的にはほぼ合致することがわかった。

(40) —— 信濃で天平末年頃に改鑄されたかどうかは不明であるが、仮に改鑄されたとしてもその字体は基本的にAであるから、微妙な字様の問題はあってもこの結論は動かないと思う。

(41) —— 杉本一樹氏よりご教示いただいた。

(42) —— 印肉は、永嶋正春「正倉院文書に使用された彩色料について」（『正倉院文書拾遺』国立歴史民俗博物館）によれば、国印の場合、ベンガラと膠をまぜたものであるとの、それにしがつた。

(43) —— 刷毛を用いた可能性については、永嶋正春氏のご教示による。

（長野県立歴史館、国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者）

Restoration of Province Seals of Old Times: Through the Restoration of Seals of *Shinano* Province

FUKUSHIMA, Masaki

Concerning the province seals which were cast for the first time in the 4th year of Taihō (A.D. 704), their seal marks only remain on the *Shōsō-in* Documents (正倉院文書) and the flax cloth inherited in *Shōsō-in*, and even one piece of the province seals themselves including the ones recast later does not exist presently. However, as to the exhibition in a historical museum, there is a problem of restoring province seals which do not exist actually and exhibiting them by going forward to from the previous method of exhibiting only the seal marks which exist. This paper is a report on how the seal of *Shinano* Province which does not exist actually is restored and exhibited under the condition that the required materials are limited.

As regards the descriptions on seals, any seal mark of the seal of *Shinano* Province does not remain in the *Shōsō-in* Documents, but seal marks remain only on flax cloths and pleated skirts made of cloth. Different from the seal marks left on documents, the seal marks remaining on cloths are susceptible to the shrinkage of cloth and other conditions, so that there are some aspects where it is difficult to determine the size of seal surface and the style of letters for descriptions on seal surface. In some cases, it is necessary to trace a plural number of seal marks or make up for the portion where letters faded and became illegible. A check of seal marks impressed on cloths in the case of *Shinano* province has disclosed that there are two types of seal marks, that is, those impressed in the 11th year of *Tempyō* (A.D. 739) and those impressed in the 8th year of *Tempyōhōji* (A.D. 764), and that the Province seal first cast in the 4th year of Taiho was recast around the era of *Tempyōhōji* and the seal of *Yamato* Province was also recast at approximately the same time.

Further, there is also a more difficult problem—how to restore the sizes and shapes of impressed letters. When determining the shapes and sizes, the existing official seals, namely, a warehouse seal and a county seal were used as references with the rules of the *Engi-shiki* (延喜式) in mind for the size of seal surface, and the seal of *Hōryūji* Temple (法隆寺) was used as a reference for the depth of grooves of seal surface and

the thickness of letters. In addition, in solving the problem of making a reproductive study of casting technique, the method to make an experimental study with respect to metallic composition rates and manufacturing techniques could not be adopted, and the current fine-casting technique was used instead, which poses a problem to be solved in future.